

グループホーム 「なごみの家」 運営規定

(事業所の目的)

第1条 医療法人 宮田医院が開設するグループホーム「なごみの家」指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態及び要介護状態であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように援助を行う。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である入居者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって入居者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、地域住民等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては入居者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、医療機関、居宅介護支援事業者などへ本人、家族の同意を得た上で情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム「なごみの家」
- (2) 所在地 茨城県筑西市丙56-2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。また、自らも指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たるものとする。

管理者は、事業所に対する指定認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等を行う。

- (2) 計画作成担当者 1名

認知症対応型共同生活介護の作成を行う。

- (3) 従業者 8名
- 内尺 常勤兼務 1名 (管理者)
- 常勤専従 5名 (計画作成担当者含む)
- 非常勤 2名

従業者は指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 (指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の入居定員)

- (1) 入居定員 1ユニット 9名

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身の状況の観察
- (2) 家庭的な環境の下での入浴、排泄、食事等の介護
- (3) その他の日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) 趣味又は嗜好に応じた活動の支援
- (6) 家族との連携及び利用者と家族との交流の場の確保

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の医療従事者、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じて作成した介護計画について、入居者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付するものとする

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 2 保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- 3 利用料として、食材料費・家賃・日用品費・水道・光熱費・オムツ代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 入居者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者などに迷惑を及ぼすこと。
- (3) 指定した場所以外で、火気を用い共同生活の安全を脅かす事。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居者の退居に際しては、入居者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対処方法)

第11条 従業者は、認知症対応型共同生活介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事が生じたときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医に連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 従業者は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

3 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活]の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事後所に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

5 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第13条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるも

のとする。

- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

- 第14条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携など)

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を
行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に
当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援
センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について
知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置
し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動
状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言
等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表
するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生
活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時
の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継
続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期
的に実施するものとする。協議会などについてはテレビ電話装置等を活用して行うことができます
が、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者又は
その家族の同意を得なければなりません。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第20条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の
促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を
検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に
開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保
険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）
に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、
従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検
証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容と
する。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の
提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で
あって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止す
るための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する
記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人宮田医院と事業所管理者との協

議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成18年11月1日から施行する。

令和4年10月1日一部改正（利用料及びその他の費用の額）

令和6年3月1日一部改正（運営の方針、利用定員、認知症共同生活の内容、介護計画の作成、入退居にあたっての留意事項、衛生管理等、緊急時における対処方法、非常災害対策、協力医療機関等、個人情報保護の保護、虐待に関する事項、身体拘束、地域との連携など、業務計画継続の策定等、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等、その他運営に関する重要事項。各項目の追記、修正、新規策定など）